

## 北広島市 立地適正化計画の改訂（案）について①

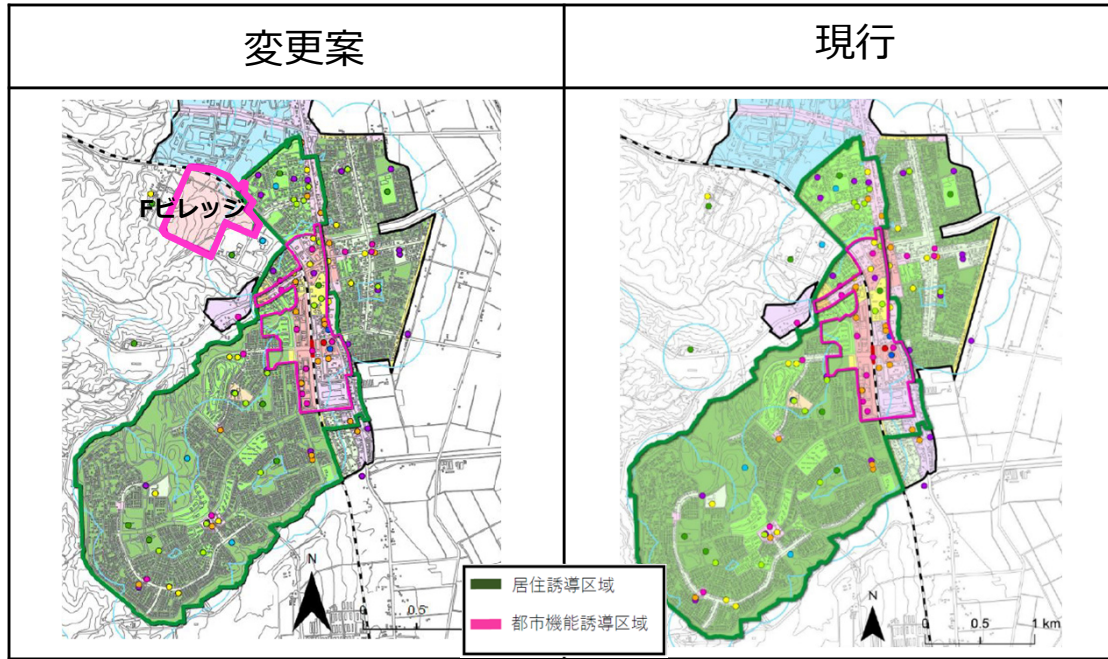
## 1 立地適正化計画の改訂の経緯・理由

- ・改正都市再生特別措置法(平成26年8月施行)に基づき、都市計画区域内の区域について、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図るため、北広島市立地適正化計画を平成30年12月に策定
- ・市町村は、おおむね5年ごとに必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。
- ・気候変動の影響等による自然災害の頻発・激甚化の傾向がある中で、居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、防災指針の記載の義務化  
(改正都市再生特別措置法 令和2年9月施行)
- ・Fビレッジ周辺において、エスコンフィールドHOKKAIDO、子育て支援施設が整備され、今後、医療モール等の開業やJR新駅整備等も予定される中、市の最上位計画である北広島市総合計画（第6次）（令和3年3月策定）及び北広島市都市計画マスタープラン（第2次）（令和2年12月策定）と整合した今後のまちづくりの方針を示すことが必要

# 北広島市 立地適正化計画の改訂（案）について②

## 2 都市機能誘導区域の変更（P 26～37）

(1) 変更内容：Fビレッジ周辺を新たに都市機能誘導区域に設定



(2) 経緯・理由

- ・R3年3月 Fビレッジ周辺を市街化区域に編入し、商業地域に指定
- ・ 同月 北広島市総合計画（第6次）策定  
「交流機能や産業機能の充実」「公共交通の整備、JR新駅の整備など交通機能の強化」「JR北広島駅周辺との連坦性を持ったまちづくりを推進」  
「民間活力による商業・業務施設等の誘導を図る」
- ・上記方針に基づき、Fビレッジ周辺を都市機能誘導区域に設定することで、医療・福祉等の機能を誘導・集約、JR北広島駅周辺との連坦性を持ったまちづくりを推進し、これらの各種サービスの効率的な提供を図り、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指す。

(3) 誘導施設

- ・Fビレッジ周辺は、札幌圏都市計画区域マスタープランにおいて「高次機能交流拠点」に設定されている。
- ・産業や観光、文化芸術及びスポーツ等、都市の魅力と活力の向上を先導する高次な都市機能の集積を目指すとしており、これらを踏まえた誘導施設とする。

誘導施設	Fビレッジ周辺	北広島駅周辺
ホール	○	○
図書館		○
大学、専修学校、各種学校	○	○
スーパーと専門店複合型		○
病院（夜間救急センター）		○
病院・診療所（産科・小児科）	○	○
保育所・認定こども園	○	○

# 北広島市 立地適正化計画の改訂（案）について③

## 3 防災指針の記載（P 53～57）

### (1) 考え方

・まちづくり方針や都市再生特別措置法を踏まえ、防災・減災対策の計画的な取組により、居住誘導区域内、居住環境維持・保全地域内にある災害リスク（影響の範囲や程度を即地的に定められない地震や大雪災害を除く）をできる限り回避あるいは低減させるため、防災指針を記載

### (2) 地区ごとの災害リスクの現状・課題

#### ① 東部地区

##### ○災害リスク：洪水災害

輪厚川・音江別川・裏の沢川・千歳川流域の極めて広範囲に浸水想定区域が指定されています。浸水想定区域の約半数が住宅地であり多くの指定避難所・指定緊急避難場所、並びに要配慮者利用施設が浸水想定区域内に所在しています。また、緊急輸送道路（道道江別恵庭線・国道274号）の一部に浸水想定区域が指定されており、災害発生時に移動や物流が滞るおそれがあります。

##### ○災害リスク：土砂災害

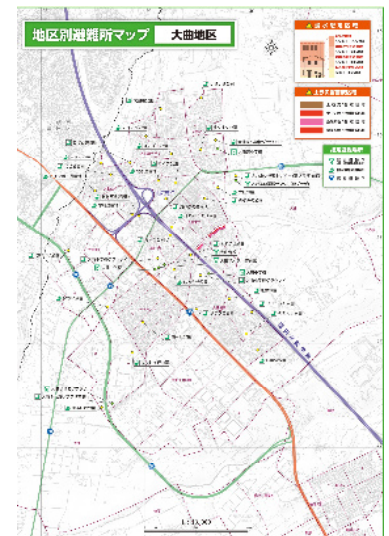
中央と稲穂町西の境界線付近の一部に土砂災害（特別）警戒区域が指定されており、いくつかの住家及び道路が土砂災害（特別）警戒区域内に所在または近接しています。また、緊急輸送道路（道道江別恵庭線）の一部に土砂災害（特別）警戒区域が指定されており、災害発生時に移動や物流が滞るおそれがあります。



#### ② 大曲地区

##### ○災害リスク：土砂災害

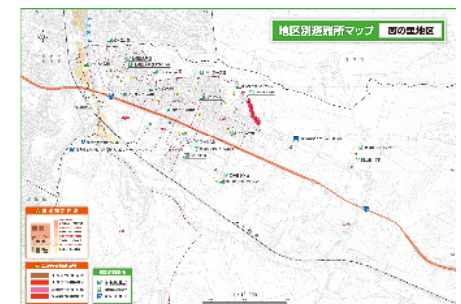
大曲末広5～7丁目の中の沢川流域に土砂災害（特別）警戒区域が指定されており、いくつかの住家及び道路が土砂災害（特別）警戒区域内に所在または近接しています。



#### ③ 西の里地区

##### ○災害リスク：土砂災害

西の里東3丁目の東端一帯に土砂災害（特別）警戒区域が指定されており、いくつかの住家及び道路が土砂災害（特別）警戒区域内に所在または近接しています。



※現に居住があり、洪水災害、土砂災害のリスクを含む地区について記載

# 北広島市 立地適正化計画の改訂（案）について④

## 3 防災指針の記載（P 53～57）

### (3) 防災まちづくりの将来像・取組方針等

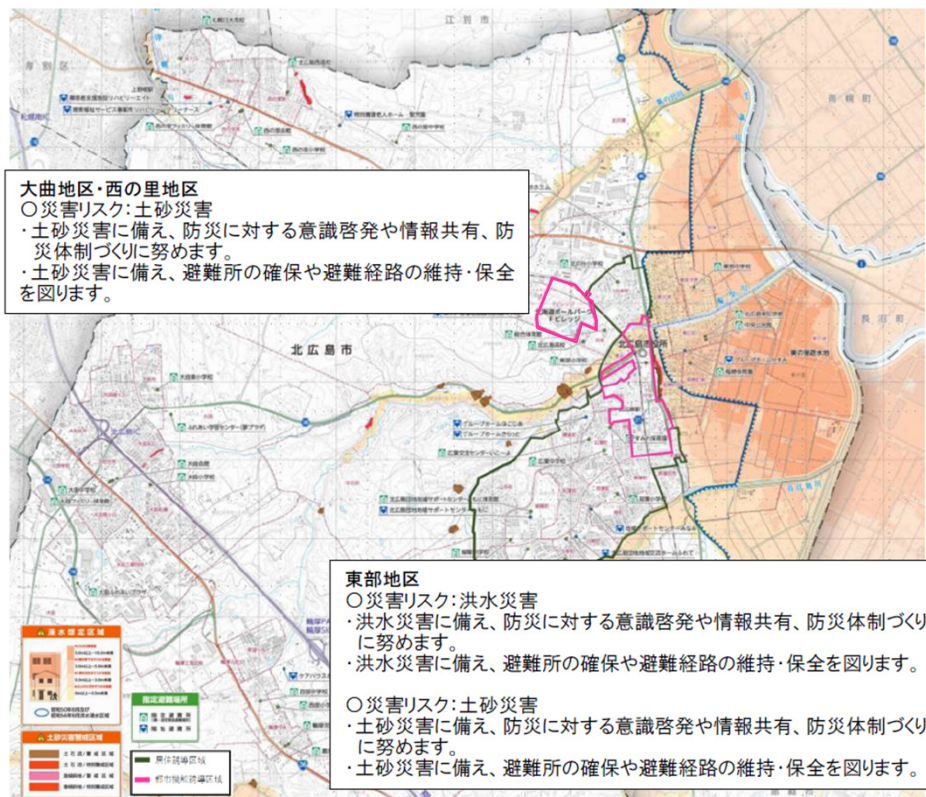
- ・ 防災まちづくりの将来像を設定

#### 「災害に強い安全で住みよい都市づくり」

ハード・ソフトの両面から都市の強靱化を進め、安全で住みよい環境の形成を進める。

防災まちづくりの将来像、災害リスクを踏まえ、課題に対する取組方針

取組方針を踏まえた具体的な取組及びスケジュール



※現に居住があり、洪水災害、土砂災害のリスクを含む地区について記載

取組方針	具体的な取組	スケジュール		
		短期	中期	長期
防災体制づくり	災害に強いまちづくりを実現するため、ライフライン等の確保に向けた関係機関との連携を図ります。	→		
	災害時の即応体制を充実・強化するため、国や地方公共団体との相互支援体制を構築するとともに、企業等と災害時協力協定を締結し、非常時において食料や発電機等の物資の確保や、ライフライン復旧等の支援が迅速に実施される体制の構築を推進します。	→		
	災害時における適切かつ効果的な対応を図るため、災害対策に係る実効性のある計画、マニュアル等を整備します。	→		
	避難所運営の在り方について、整理及び見直しを行います。	→		
防衛資機材の整備	災害時の初期対応に必要な量の物資を備蓄するとともに、物資の性質や市民の避難場所等を考慮した適切な備蓄を行います。	→		
情報の収集、発信	災害時などの効率的な情報の収集と効果的な情報の発信体制の構築についての検討を進めます。	→		
防災食育センターの整備及び活用	防災食育センターを整備し、災害時における炊き出しや避難所等への食料の配送を実施するとともに、平常時における防災や食育に関する啓発活動を推進します。	→	→	
防災に対する意識啓発	防災センター等を活用した防災教室や防災訓練等を実施し、市民の自主的な防災活動や地域における多様な防災活動の促進を図ります。	→		
	自主防災組織(※1)の結成促進及び活動支援を進め、地域防災力の向上を図ります。	→		

※1 自主防災組織: 自治会、町内会等を単位とした地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体